



裁 決

審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 市長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成30年4月12日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]市長が請求人に対し行い平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]で通知した生活保護法第63条の規定による保護費の返還決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定（平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]（以下「本件通知書」という。）で請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったことから、請求人が、これを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

[REDACTED]の職員のミスによって、誤って障害者加算がされていたのであって、請求人には何ら落ち度はない。

2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 事案の概要（本件処分に係る経緯）

ア 請求人は、平成28年6月30日、法第7条の規定により、処分庁に保護の開始の申請を行い、障害の等級が3級であることが分かる「国民年金・厚生年金保険証書障害年金証書」（以下「本件年金証書」という。次回診断書提出年月：平成28年1月。）と、障害者等級が2級であることが分かる精神障害者保健福祉手帳（以下「本件手帳」という。有効期限：平成29年8月31日。）を処分庁に提出した。

イ 処分庁は、平成28年7月25日、法第24条第3項の規定により、請求人が処分庁に保護の開始の申請を行った日である同年6月30日から請求人に対する保護を開始することを決定した。

また、処分庁は、請求人の基準生活費の算定にあたり、障害者加算として月額17,530円を認定した。

ウ 処分庁は、平成30年1月、本件手帳の更新時期を経過しているにもかかわらず、請求人から更新の申告がなされていないことに気付き、それを契機として、障害者加算について確認したところ、誤認識により保護開始日である平成28年6月30日から障害者加算月額17,530円を誤って認定しており、これにより平成28年6月から平成30年1月まで、20月にかけて合計333,654円（584円（平成28年6月30日・1日分）+17,530円×19月分）の過支給が生じていたことが判明した。

エ 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人に対し、平成28年6月30日以降の扶助費に過支給が生じているため、当該過支給額の合計333,654円を法第63条の規定により■■■■へ返還する必要があること、日常生活や自立を阻害しない範囲で分割での納付が可能であることの説明を行った。

処分庁は、同日、法第63条の規定による返還金（以下「法第63条返還金」という。）を333,654円とする本件処分を行うことを決定した。

オ 処分庁は、平成30年1月26日、窓口で、本件通知書を請求人に手渡すことにより、本件処分を通知した。

その際、分割納付の申請があれば応じる旨を伝えたが、折り合いがつか
なかった。

カ 処分庁は、平成30年3月26日、法第63条返還金に係る控除額の有
無を検討するため、請求人に対して過支給となっていた扶助費で自立更
生に資するような物を購入していないかといった旨の聴き取りを行い、
「そういう買い物もしたかもしれないが、それらも含めて生活費に消費
済みである」旨の申告を受けた。

キ 処分庁は、平成30年4月9日、請求人に対し、法第63条返還金から
控除できる費用がないことを改めて説明した。ただし、自立更生のための
用途に当てられたものがある場合は挙証資料等の提出があれば、控除の
適否について改めて検討すること及び分割納付に関して相談を受ける準
備がある旨を伝えた。

ク 処分庁は、平成30年4月20日、請求人に対し、再度、自立更生のた
めの用途に当てられたものの挙証資料等がないか聴き取りを行い、請求
人から「近隣の店で2万円くらいの自転車を購入したものの、領収書は捨
ててしまった」旨の申告を受けた。

処分庁は、当該自転車の購入は後記(3)ア(イ)bのとおり自立更生
のための用途に当てられたものに該当せず、また、挙証資料の提示がない
ことから、法第63条返還金から控除する対象にならないと結論付けた。

(3) 処分庁の主張

ア 処分の内容及び理由について

(ア) 法の仕組み

a 保護費の算定基準について

法第8条第1項は、「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定
した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満
たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と
規定しており、これを受けて、「生活保護法による保護の基準」(昭和
38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)
が定められている。

b 障害者加算の認定基準について

(a) 精神障害者の障害の程度の判定

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1(1)において、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている。

(b) 精神障害者保健福祉手帳による障害の程度の認定

課長通知1(3)において、「手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定する」とされている。

c 保護費の返還について

法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則である(保護の補充性。法第4条第1項)が、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない(同条第3項)。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない(法第63条)。

同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を

維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたとすることができるから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される（大阪地裁平成22年1月29日判決参照）。

d 返還額について

法第63条は、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定しているところ、かかる返還額については、当該世帯の自立更生等のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下併せて「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度であるかどうか、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害するかどうかについての保護の実施機関の判断に合理性がなく、その判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法となると解される（大阪高裁平成18年12月21日判決参照）。

この点につき、生活保護問答集（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5は、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とした上で、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、本来の要返還額から一定額を控除して返還額を決定して差しつかえないとし、同条において、「当該世帯の自立更生等のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」を掲げている。

(イ) あてはめ

a 過支給額の計算について

前記（2）アのとおり、請求人は、本件年金証書の障害の等級が3

級であり、本件手帳の障害者等級が2級であることから、本来であれば、処分庁は、前記(ア) b (a) の課長通知1 (1) のとおり、本件手帳の障害者等級ではなく、本件年金証書の障害の等級により障害の程度を判定すべきであって、その障害の等級が3級であることから、請求人は、障害者加算の認定対象とならないものであった。

しかし、処分庁は、前記(2)ウのとおり、本来適用されない前記(ア) b (b) の課長通知1 (3) を根拠に、本件手帳の障害者等級が2級であることに基づき障害者加算月額17,530円を認定し、計333,654円の保護費を請求人に対して過大に支給した。

b 返還額及び控除について

処分庁は、請求人に対して、前記aの本件過支給額を支給していたため、請求人は、前記(ア) c 及びdのとおり、法第63条の規定により、原則として本件過支給額の全額を返還しなければならない。

しかしながら、問答集問13-5答(2)で「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」については、本来の要返還額から控除できる旨の取扱いが示されている。

これについて、処分庁は、本件処分を行う際に、前記(2)オ及びキのとおり、請求人に対し分割返納の話をしており、請求人の自立を著しく阻害しないよう配慮する準備があることを示している。

また、問答集問13-5答(2)の「当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」として、同エの「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたもの」を考慮したが、本件の場合、前記(2)カからクまでのとおり、請求人からは自転車の購入に要した費用のみしか申告がされておらず、購入金額の分かる挙証資料の提示は行われていない状況であることから、自転車の購入がやむを得ない用途であると判断することは出来ないものである。

さらに、その他の消費実態について請求人に聴取したところによると、「生活費に消費済みである」旨の回答であることから、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたもの」を具体的に

認定することはできないため、その他の購入物品等として、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものはないと判断せざるを得ない。

イ 請求人の主張について

請求人は、「過払いに私側の非が一切無い場合には法第63条に基づく費用返還請求はできない」として本件処分取消しを求めているものと考えられる。

しかし、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、高額な保護費の決定をした場合で、過誤払いの原因が当該受給者の責めに帰すべきものでなかったとしても、本来支給すべきでなかった保護費を受給したことに相違はなく、他の受給者との公平性の観点や、保護費の原資が公費で賄われていることを考慮すると、前記ア(ア) c の大阪地裁平成22年1月29日判決のとおり、処分庁が過大に支給した保護費の額計333,654円全額の返還決定を行い、また前記ア(イ) b のとおり請求人に係る自立更生費がないことを確認したことも踏まえると、本件処分において違法又は不当な点はない。

ウ まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は適法かつ正当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 請求人の反論

請求人が処分庁から生活保護を申請するにあたり、同意書、収入申告書、資産状況等申告書、年金関係調書、生活歴、扶養義務者の状況調、家賃代証明書及び障害者手帳を平成28年6月30日に提出し、 の担当者に確認してもらった。

生活保護の決定に当たり、請求人に対し、 が決定した妥当な金額は、生活保護のしおりをはじめ、どこにも記載がなく担当者から告げられた金額が妥当と判断した。

担当者から告げられた提出書類には不備はなく担当者の決定に従った。今回法第63条の規定による請求は担当者のミスにより同月から平成30年1月まで過支給されていたことが請求人は全く知らず障害者手帳の更新の際、担当

者からの請求も無いままだった。これに伴い[REDACTED]の役付者を含め3名から法第63条に該当する金額を支払うよう詰め寄られた。

本件のポイント

- (1) 担当者のミスにより発生。
- (2) 担当者からの謝罪は全くなし。
- (3) 平成28年6月から平成30年1月まで過支給に気が付かない行政の怠慢。
- (4) 生活保護開始から過支給され請求人には気が付ける余地がない。
- (5) 生活が困窮しているにもかかわらず、平成30年2月から減額支給。
- (6) 請求人には生活保護費の最低賃金をしるすべがない。

上記のように請求人には全く過失がないにもかかわらず、いきなり過支給が発覚したので返還しなさいとは理不尽かつ納得がいかない。

請求人にとって生活保護費過支給額が最低賃金と思いきりギリギリで生活してきた。それにもかかわらず平成30年2月から減給され、なおかつ分割返納は無理な話である。「東京地裁522号法廷において生活保護法第63条に基づく返還金の決定処分を取り消す。」と過去の判例がある。「費用返還義務を定めた生活保護法第63条は法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること。」

全額を返還することにより分割であったとしても請求人にとっては最低限度の生活の保障や自立を阻害する。行政側の過誤を請求人に負担させることは間違っており担当者がミスをしたのだから全額返還するのが妥当だと思う。もしくは担当者の上席の方も末端まで指導が行き届いていないため責任はあると思う。

以上のとおり、本件処分は不当であり正当なる審査を心より願います。

4 口頭意見陳述における請求人の主張

- (1) 法第63条の規定による返還の請求に当たり、平成28年6月から数か月にわたって障害者2級という扱いのもと担当者が請求人に生活保護費を決定した。それは、処分庁から指示された書類に一切不備はなくそれに基づいて提出した書類の結果、区役所で決定された。したがって何の疑いもなく、請求人は金額がいくらかということも知る由はなく、それが決められた正

当な金額だと思った。

ところが、2級だと思っていたら実は3級だったのでその分多く払っていたため返納するよう処分庁から言われた。それはおかしいのではないか。いわゆる2級ベースの生活水準でスタート時点で生活保護費が決定されて生活してきたのでそこから返すのはちょっと難しいと判断した。なおかつ3級の生活保護費を平成30年2月から決定されたために障害者加算分が減ることになった。したがって、現時点で月額11万円ちょっとで生活しなければならない。以前が13万円ちょっとであったにもかかわらず、11万円が最低保護費になった。最低保護費を下回っても返済をしてくれ、分割でも構わないと言われたがそれはいかなものかと思った。

- (2) 原因があるから結果があるのであって、当時決定した担当者が間違えたのに請求人に対して間違ったことの一言もなく、間違った者の責任は一切ない。処分庁は是正するという答えだけで、間違えた方の責任は何もなく単に請求するだけとは法の目線からも公平ではないと思う。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)、3及び4のとおり、障害者加算は処分庁の職員のミスにより加算されていたものであることや生活困窮していることなどを理由に、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

2 認定事実

- (1) 請求人は、平成28年6月30日、処分庁に対し、生活保護の開始の申請を行い、請求人の障害の等級が3級13号であることが分かる「国民年金・厚生年金保険証書障害年金証書」を提出した。

- (2) 処分庁は、前記(1)の申請を受けて、請求人に対し、平成28年6月30日付けで保護を開始した。

処分庁は、請求人の基準生活費の算定に当たり、誤って障害者加算(月額17,530円)を認定し、平成28年6月30日から平成30年1月分まで、合計333,654円の障害者加算を認定し、当該障害者加算相当額を

支給した。

- (3) 処分庁は、平成28年7月27日、生活保護の注意事項等について説明し、「生活保護のしおり」や「不正受給について」の冊子を配付した。同各冊子には、障害者加算に係る記載はなかった。
- (4) 処分庁が平成28年8月16日に実施した病状調査の結果によると、請求人は■■■■で通院しており、■■■■との嘱託医の意見がなされていた。
- (5) 請求人は、■■■■で平成28年12月23日から同月31日まで■■■■に入院した。
- (6) 処分庁は、平成30年1月、請求人の障害者加算について確認したところ、保護開始から誤って障害者加算を認定しており、過支給が生じていることを把握した。
- (7) 処分庁は、平成30年1月26日、請求人に対し、本件通知書を渡し、本件処分を行った。また、処分庁は、請求人に対し、平成30年2月分からの障害者加算を削除する保護変更決定（平成30年1月12日付け第21395号で通知したもの）も行った。
- なお、処分庁は、本件処分時に自立更生費の検討を行っていない。
- (8) 本件処分時における請求人の保有資産である預金の残高は、約■■■■円（平成30年1月26日時点）であった。
- (9) 処分庁が、平成30年4月20日、請求人に対し、法第63条の規定による返還金に係る控除対象となる自立更生費の有無を確認したところ、請求人から、通院交通費の節約のために自転車を購入したが、領収書は捨ててしまった旨の回答があった。
- (10) 本件審査請求の審理員は、平成30年7月6日、本件審査請求に係る口頭意見陳述を実施した。当該口頭意見陳述において、審理員は、請求人に対し、請求人の病状に関し、「現在■■■■と■■■■と■■■■■■■■■■に通院している状況」かと確認したところ、「間違いない」との回答があった。また、当該審理員が、「■■■■は以前心筋梗塞で入院し、今もその関係で通院しているのか」と確認したところ、請求人から、「なおかつ■■■■で手術をして、それで通院している。（■■■■について）■■■■に紹介されて■■■■の■■■■

■はひと月に1回程度で、近くの病院でまず診てもらってその状況をまた
■で報告している意味合いだ。■の病院である」との話が
あった。

3 法の仕組み

- (1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則である（法第4条第1項。補足性の原理）が、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

同条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するものに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたといえることができるから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と、過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される（大阪地裁平成22年1月29日判決参照）。

- (2) もっとも、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する全額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、法第63条は本来支弁される必要がなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは全額返還とされ

るべきであるが、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的に適うこと、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の生活を著しく圧迫する場合には、被保護者世帯の自立を阻害し、生活保護制度の趣旨に反する結果となり得ることによるものと解される。

そして、問答集第1編第13の間13-5には、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、この方針は、上記趣旨を示したものといえる。

このような法第63条の趣旨及び法の目的が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること（法第1条）にあることを勘案すると、保護の実施機関が法第63条の規定による返還決定における返還額について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定に当たっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、被保護者世帯の支出入状況、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要と認められる額、それを踏まえた場合の当該世帯に返還決定が与える影響、自立更生費用の有無等について検討することが求められている。

そして、保護実施機関の裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断の要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法になるとすべきであり（最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決参照）、上記の観点からの考慮をしないことなどにより、法第63条の規定による返還決定が被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる

場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる場合があると解される
(熊本地裁平成30年3月30日判決参照)。

- (3) 法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。

この「厚生労働大臣の定める基準」である「保護の基準」において、加算制度が定められており、障害者加算を行う者として、精神障害については、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者を掲げており(別表第1の第2章(加算)2(2)イ。以下「障害者加算対象」という)、そのうち、 が該当する1級地に在宅する者に対しては、月額17,530円(平成28年度、平成29年度)を加算することとしている(別表第1の第2章2(1))。

障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされ、保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2(2)エ(ア)及び(ウ))。

4 あてはめ

- (1) 前記2(1)のとおり、請求人の国民年金証書の障害の等級は3級であり、前記3(3)のとおり、請求人は障害者加算対象ではないにもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、前記2(2)のとおり、保護の開始時から平成30年1月分まで、最低生活費について誤って障害者加算を認定していた。

したがって、保護の開始時である平成28年6月30日から平成30年1月分までの障害者加算額相当の保護費が過大支給となっていたことが認められ、前記3(1)及び(2)のとおり、原則として当該過大支給額全額である333,654円が法第63条の規定による返還対象となる。

ただし、前記3(2)のとおり、法第63条の規定による返還額の決定において、自立更生費の有無や被保護者世帯の自立阻害に係る判断過程が妥当

性を欠く場合には裁量権の逸脱又は濫用として違法と評価されると解されるため、以下、本件における自立更生費及び請求人世帯の自立阻害に係る検討過程についての妥当性を検討する。

(2) 自立更生費について

前記2(7)のとおり、処分庁が、本件処分時に、請求人に関する自立更生費を確認した形跡はなく、本件処分は自立更生費の検討が行われないうままなされたものであると認められる。

前記3(2)のとおり、法第63条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるといえ、処分庁が本件処分に際し、自立更生費の有無という観点を考慮することなく決定額を定めたことは、判断要素の選択に合理性が欠けていたものと言わざるを得ない。

この点、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2のとおり、本件処分後の平成30年4月に、請求人に対し、自立更生費の有無を確認したところ、請求人から自転車の購入費が挙げられたが、同費用に係る挙証資料が無い等を理由として請求人について自立更生費は認められない旨主張するものと解される。

しかしながら、行政処分の違法判断に当たっては、行政処分が行われた時点における法令、事実状態を基準にして判断を行うことと解されるから(最高裁昭和27年1月25日第二小法廷判決及び最高裁昭和28年10月30日第二小法廷判決参照)、本件処分後の事情は本件処分の適法性を裏付けるものとはならない。

また、前記2(4)、(5)及び(10)のとおり、請求人は、 や 等の治療のため通院していることが認められ、前記2(9)のとおり、処分庁に対し、通院交通費の節約のために自転車を購入した旨を申し出ていることからすると、同自転車の購入費は自立更生費として認められる可能性がある。

処分庁は、上記のとおり、同自転車の領収証等の挙証資料がないことを理由として、同購入費は自立更生費には当たらないと主張するようであるが、本件は、請求人が生活保護の開始時に国民年金に係る資料を提出しているに

もかかわらず、誤って障害者加算がなされ、19か月も経過した後に本件処分により同障害者加算相当額の返還を求められるという、専ら処分庁側の過誤によるものであること、また、被保護者が保護の基準等に精通していることは稀であり、請求人が、保護開始の際に受けた「生活保護のしおり」や「不正受給について」の冊子には、障害者加算に係る詳しい内容は記載されていなかった（前記2（3））ことからすると、請求人にとって本件処分は突然のことであり、予期できなかったものであると考えられる。

そうすると、自立更生費に係る挙証資料が保存されていなかったとしてもやむを得ないといえるから、領収証等の挙証資料を提出できないことによる不利益を、安易に請求人に一方的に負わせるのは適切でなく、処分庁としては、請求人が領収証や保証書がないと返答したことから直ちに自立更生費用がなかったものと扱うのではなく、例えば、領収証の再発行を促す、請求人宅を訪問して自転車の有無を確認し、その取得経緯について聴取するなど、領収証及び保証書の提出以外の自立更生費用の挙証手段について検討し、より丁寧な調査及び指導を尽くすべきである。

以上によれば、処分庁が、自立更生費に係る検討を尽くしていれば、本件処分における返還額が異なった可能性も十分にあるから、本件処分には、判断過程において瑕疵があるといわざるを得ない。

（3）請求人世帯の自立阻害について

前記2（4）、（5）及び（10）のとおり、請求人は、 や 等を患っており、入院や通院をしているという生活実態や前記2（8）のとおりの本件処分時の請求人の保有資産額に加え、前記（2）のとおり、請求人は過誤払いが生じていたことを知らなかったと考えられることを併せ考慮すると、処分庁から支給された保護費が最低生活費と思いがりギリギリで生活してきたという請求人の主張は信用することができること、また、本件は、前記（2）で述べたとおり、専ら処分庁側の過誤によるものであり、請求人にとっては予期せずに返還額の決定がなされ、保護の基準に従い、平成30年2月以降の障害者加算が削除されたものであることからすると、法第63条の規定による返還決定をするに当たって、請求人世帯の自立阻害への影響を検討することは不可欠であるといえる。

にもかかわらず、本件処分において、本件処分をした場合に請求人世帯における生活にいかなる影響が出るかという点についての具体的な検討がなされていることは認めることができず、本件処分は、請求人世帯の自立を阻害するか否かに関する検討が不十分であるといわざるを得ない。

処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2のとおり、本件処分を行う際に、請求人に対し分割返納の話をしており、請求人の自立を著しく阻害しないよう配慮する準備があることを示していることを主張していることからすれば、本件処分は徴収段階においては分割返納を求めることを前提として、検討が進められたと認めることもできる。

しかしながら、分割返納であればそれだけで常に被保護者世帯の自立を阻害することはないといえる根拠は何らなく、本件においては、分割返納を見越した処分をする場合であっても、家計状況等に照らして返納させることが請求人世帯の自立にいかなる影響を与えるか、どの程度の返還額であれば自立を阻害しないかについて具体的な検討をすることが不可欠である。

したがって、本件処分については、請求人世帯の自立を阻害する可能性に関する検討を十分に行わなかった瑕疵も認められる。

(4) 小括

本件処分は、自立更生費用の有無及び本件処分により請求人世帯の自立を阻害する可能性に関する調査及び検討が不足しており、その結果、処分の前提となる具体的な事実の基礎を欠き、考慮すべき事情を十分に考慮しなかった瑕疵があるから、社会通念上著しく妥当性を欠くものであったといわざるを得ない。

以上によれば、本件処分は裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるから、取消しを免れない。

5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年8月1日

千葉県知事 鈴木 栄 治



